

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国会報告の概要

1 法の概要・経緯等

(1) 法の趣旨

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）は、事業主が被保険者の報酬から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、事業主から届出や保険料納付がないために年金記録がない事案について、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「年金記録確認第三者委員会」という。）への申立ての早急な処理を図るため、被保険者が保険料を控除された事実を重視し、当該事実が認められる場合に当該記録の訂正を行うことを可能とすべく制定され、平成19年12月19日に公布・施行されている。

(2) 国会への報告

政府は、特例法第15条に基づき、おおむね6月に1回、年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果の概要や特例納付保険料の納付の状況等法律の施行状況を国会に報告することが求められており、これまで、以下のとおり報告している。

- 平成20年7月1日 第1回報告（平成20年3月末までの状況）
- 平成21年1月16日 第2回報告（平成20年9月末までの状況）
- 平成21年7月28日 第3回報告（平成21年3月末までの状況）
- 平成22年1月26日 第4回報告（平成21年9月末までの状況）
- 平成22年7月27日 第5回報告（平成22年3月末までの状況）
- 平成23年1月25日 第6回報告（平成22年9月末までの状況）
- 平成23年7月26日 第7回報告（平成23年3月末までの状況）

2 国会への報告内容

- ① 年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果、総務大臣が厚生労働大臣（平成21年12月31日までは社会保険庁長官。以下同じ。）に対して行った厚生年金保険関係のあっせん件数、事業主による保険料納付義務について「履行した」事案、「履行しなかった」事案又は「履行したかどうか明らかでない」事案等の件数
……………（総務省）
- ② 年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果を踏まえ、総務大臣が行ったあっせんに基づき、厚生労働大臣が年金記録の訂正を行った件数 ……（厚生労働省）
- ③ 事業主等の特例納付保険料の納付状況 ……（厚生労働省）
- ④ 事業主等が納付に応じない場合であって、一定期間を経過した後、国が負担した額
……………（厚生労働省）

※ 厚生年金基金等が厚生年金保険の代行部分について、年金記録の訂正を行った件数等についても(2)～(4)と同様に報告を行っている。

3 今後の予定（第8回報告）

閣議予定日 1月27日（金）…………… 閣議決定後、国会へ提出予定

4 今回（第8回）の報告の概要

特例法第15条の規定に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対して平成19年6月22日から平成23年9月30日までに年金記録の訂正のあっせんが行われた事案についての平成23年11月10日時点の同法の施行状況に関して報告するもの。

1 年金記録確認第三者委員会における調査審議結果の概要

厚生年金保険関係のあっせん件数	63,703件
（1）厚生年金保険法に係るあっせん件数	11,934件
（2）厚生年金特例法に係るあっせん件数	53,192件
・上記のうち、事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案	46,231件
・上記のうち、事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案	7,747件

2 厚生年金特例法に係るあっせんに基づき厚生労働大臣が年金記録の訂正を行った件数
53,192件

3 特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額	54億890万8,239円
（1）納付を勧奨した件数	42,009件
（2）納付の申出があった件数	36,340件
（3）納付が行われた件数	31,479件（総額34億1,588万1,672円）
（4）納付の申出がない事業主等を公表した件数	1,539件
（5）公表後に納付を再勧奨した件数	303件

4 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

（1）特例納付保険料相当額を国が負担した件数	65件
（2）国が負担した特例納付保険料相当額の総額	1,815万1,700円